

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（五年）（第五十三回） 財務大臣 谷垣 禎一	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十七年度における財政運営のた	成十三年法律第七十五号。以下 社債等の振替に関する法律（平 理基金特別会計法（明治三十九 号）第二条第一項並びに国債整 年法律第六号）第五条第一項	日本郵政公社による国債の募集 機関は日本銀行とする。	の取扱い及び取得による発行 額面金額で三百億円 うち、財政法第四条第一項の規 定に基づき発行する利付国債に ついては、額面金額で百九億九 千二百三十万円、平成十七年度 における財政運営のため公債 の発行の特例等に関する法律第 二条第一項の規定に基づき発行

財務省告示第七十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平  
 成十八年二月二十七日に発行する利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十八年二月二十四日

六	七	八	九	十	十一	十二
払込金額	最低額面金額	振替額	振替単位	発行日	集の価格	利率
					子の	払込み

する利付国債については、額面金額で百三十九億九千二十万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で五十億千七百五十万円、三百億二千百万円、五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十八年二月二十七日  
額面金額百円につき百円七銭

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.0}{100} \times \frac{69}{365}$$

(二) 発行時において、その利に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において

十三 初期利子

て取得する者が非居住者又は  
外国法人である場合には、前記  
(一)の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国法人  
が適用を受ける所得税の税率  
を乗じた金額を控除すること  
ができる。

平成十八年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.0}{2} \times 1$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十二年十二月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元金支

日本銀行

十八 払集場所

平成十八年二月十七日から平成  
十八年二月二十一日まで

十九 払込期日

平成十八年二月二十七日